

平成30年12月吉日

各位

愛知県弁護士協同組合謄写部

## 処分調査票の回答について 《お知らせ》

これまで弁護士ボックスへ配布（支部の方へはファックス送信）をしておりました、名古屋地方検察庁からの処分調査票の回答につきまして、回答の方法が以下のとおり変更となりましたのでお知らせ致します。

### ◆2019年1月より

名古屋地方検察庁記録係の担当者から**直接電話にて回答。**

（処分調査票を記入 →名古屋地検記録係へファックス →名古屋地検記録係が電話にて回答。）

以降、処分照会に関しては名古屋地方検察庁記録係へお問い合わせ下さい。

名古屋地方検察庁記録係 直通TEL 052-951-1943